

連載

# 房総の自治鉅脈

—第6回—

自治体警察の登場と公選制教育委員会の動向



一般社団法人千葉県地方自治研究センター  
理事長 井下田 猛

## 変移性顕著な実験国家の戦後10年間

第2次世界大戦、太平洋戦争後10年間のわが国の政治史は連立時代を経験しながら吉田長期政権を介在させつつ、与野党ともに政党間の動向は変移性がきわめて顕著なうちに終始したことが特徴的である。

ここでは、日本国憲法の登場を背景に旧来の明治憲法体制とは決定的に異なって人権重視、平和尊重、福祉主義の価値理念が優先されて、国民間に開かれた可能性のある実験国家が模索された。とりわけ、それは地方政治レベルにあって市民・住民と直結する自治体警察と教育委員公選制度に象徴的に示されている。そして、敗戦とかかわる戦後第一ラウンドのこの時期の場合、国際社会の冷戦構造の激化とじつにさまざまに相関をもちつつ、逆コースとなった政治の反動化の嵐が荒れ狂ってこの期の結末を告げる。

## 県内7市55町に自治体警察が創設

戦前の高圧的な中央集権的国家警察制度が解体され、1948（昭和23）年2月に自治体警察が発足した。従来の警察を自治体警察と国家地方警察の二元的に改編し、①人口5,000人以上の市街的町村で中心市街地の連檐（れんたん密集）戸数が全戸数の概ね30%以上、但し住民の職業構成が、商工業その他都市的業態のものが概ね10%に満たないものを除く。②村の場合は、連檐戸数（れんたん）が多くとも村落と認められるものは除く一との認定基準が設けられて自治体警察の管轄として選定され、それ以外の

地域は国家地方警察によって治安が維持されることになった。そして、これはGHQ公安課の指示から超法規的措置として新警察制度の実験が千葉県で全国に先き駆けて47年11月からはじまる。

テストケースとされた本県は都市部と田舎の双方があり、東京に隣接していて観察や監督がし易いことが理由とされた。1947年9月1日現在、千葉県内に市7、町81、村226計314の自治体があるうち、人口5,000人以上の町村は110存在していた。結果として7市55町（但し、3町は一部事務組合）に自治体警察が計60署創設され、これ以外の町村は国家地方警察の管轄下に置かれた。

警察法は警察組織法として初めての単独法であり、「日本国憲法に従い、又、地方自治の真義を推進する観点から（中略）国民に属する民主的権威の組織を確立する目的」（警察法前文）から設けられた。そして警察法は従来の中央集権的な警察制度とは異なって、警察の地方分権化と警察運営の民主化などを特徴とし、とりわけ民主警察の展開を具体化する新警察制度として自治体警察の導入に主眼がおかれた。しかし、制度発足に際して自治体警察への移動希望者が少なく、自治体警察の民主的運営と政治的中立性を確保するために新設された市町村公安委員の選任も難渋した。さらに強い首長や議会圧力があり、市町村警察長（警察署長）の任免権などが弱く、自治体警察の機能が当初来から発揮されなかった。

とりわけ、難点は新制中学校の建設・施設の整備が同時並行的に進行していて、自治体

警察の経費は全額市町村負担とされていたから財源難に終始つきまといわれた。独立した警察署庁舎を欠き町役場の一角に間借りしながら、被疑者の取調べにも間々支障をきたしていた。

そして、49年には人口1万人以下の夷隅郡興津町（現、勝浦市）などから財政逼迫を訴える動きが顕在化する。翌50年6月の朝鮮戦争を契機に、占領政策の見直しと治安維持への不安が高まる。さらに51年6月の警察法改正は自治体警察を町村が住民投票によってその廃止を決定できるようにしたから、翌7月以降県内52町で自治体警察の廃止を求める住民投票が相次ぎ、その投票率はきわめて低かった。このため、同年9月までに45の町警察署と1組合警察署が廃止されて、それぞれ国家地方警察地区警察署に編入された。

それでも、54（昭和29）年7月1日の現行警察法施行まで自治体警察として存続・廃止されなかったのは10市警察署である。従って新警察法により、警務・刑事・警備の3部からなる警察本部と31の警察署をよする千葉県警察が発足した。なお、都道府県警察に一本化した新警察法の国会通過は難航をきわめ、4度の会期延長と警視庁予備隊200名を動員して混乱裡に成立した。

## 戦後教育改革の3原則の登場

地方自治が国政からのなかば独立性と自律性が保障されているように、戦後直後とともに教育行政における地方自治の原則が提起された。戦後教育改革は地方分権化・民主化・

一般行政から独立一の3原則をかかげた。

これは国家による官治＝独占的な教育権を否定して、自治・分権・参加による国民の教育権が提起されたことを示している。はじめの地方分権化は旧明治憲法体制下において牢固として確立された中央集権的官僚統制の支配・管理を排除するものであり、民主化は民衆統制に根ざす教育行政における住民自治の実現をめざし、具体的には教育委員の公選制の実施として推進された。最後の一般行政からの独立は、教育の専門性・特殊性から一般行政事務に対する自主性・自律性が担保されることになった。

次いで、これら戦後教育改革の3原則を具体化するために1948（昭和23）年、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」（旧教育委員会法第1条）に公選制の教育委員会が都道府県および5大市で発足し、さらに1952（昭和27）年には全国の市町村に設置された。合議制の教育委員の定数は都道府県6名、市町村4名の委員（それぞれに議会選出委員1名が加算）からなる。そして都道府県教育委員会は、その自律性の担保として教育条例原案の作成・送付権、予算原案などの財政自主権・人事権、それに会議公開性の明示規定をもち、さらに都道府県教育委員会には学習指導要領の作成なども保有されていた。

## 教育の自治と自由を貫徹した県教委の動向

48年10月5日に、はじめての県教委選挙が実施された。千葉県教職員組合（略称、千教

組)の事例では「教育委員には教育のわかる人を」「安んじて学べる学校を作ろう」「学ぶ自由と教える自由を作ろう」「文化国家建設に民主的な教育委員を選ぼう」などのスローガンを掲げた。そして、本部のある千葉市の教育会館には「よい子のためにより教育委員を」の大たれ幕がはためいた。

しかし、候補決定前後から米軍当局の圧力が陰に陽にはたらいた。とくに千葉軍政部司令官のヘスター大佐は市町村長を集めて「現職教員が立候補するのは最大の罪悪である」と力説し、映画・幻灯・紙芝居などを動員して教組組織内候補の追い落とし・辞退かたに狂奔した。さらにヘスターは関東軍政部教育部フォックス大佐と千葉軍政部教育部ブラウン少佐とともに教委立候補者と千教組中執をじかに呼びつけて、「教組推薦候補者が当選すると教委の決定が偏よる」、「教師は行政マンとして出ることは不適格」、「教育行政はむしろズブの素人の方がよい意見が出てよい」などともごもに主張して、立候補辞退を執拗に強要した。同席していた千教組書記次長阿部明が、「命令か?」、「勧告か?」と最後に問いただしたことに対してヘスターは「これは強いヒントである」と、言い放った。

県教委選挙戦は軍政部からの立候補中止命令の危惧をいだきながらも、候補者は立候補届出と同時に退職し非現職として選挙戦にのぞんだ。21名が立候補した選挙結果は狩野政一(教育委員会法の起草委員で前茂原中学校長)10万6,009票、時田米蔵(前千教組書記長)6万6,098票、坂斎武之助(前千葉高校長)5万6,575票の上位3名が任期4年の教育委

員となった。次いで長戸路政司(敬愛学園長)5万3,381票、寺田能之(前神崎町長)4万9,672票、関口鉄四郎(前千倉町長)3万3,085票をえて、これら下位3名の候補者は任期2年の教育委員に就いた。

地方教育委員会の千葉市の場合、千葉県内8市に先がけて48年11月に県と同時に教育委員会を設置した。このとき、野田町にも教育委員会が発足した。次いで、50年に船橋市に設置された。

一方、地方教育委員会(略称、地教委)は当初から文教政策としての側面は乏しく、多分に教員の政治的活動を弱めようとする発想をもっていたが、それでも公選制の市町村教委として1952(昭和27)年11月から県内の残る自治体でいっせいに義務設置された。

これに次いで1954(昭和29)年2月、吉田内閣は政治的教育の禁止を狙いとする「教育の政治的中立の確保に関する法」と公立学校教員の政治活動禁止の「教育公務員特例法改正」の教育統制策を仕上げようとするいわゆる教育2法案を国会に提起してきた。これに対して総評・国際自由労連・国際公務員組合などの支援をえて、日教組は3月の日曜日に振替授業を展開して教育2法案反対闘争が全国的に取り組みられたが、5月なかばに法案は成立した。

はたせるかな教育2法は官公労機関紙問題として注目されることになった。千教組出身(銚子商業高校教諭)佐久間孝一が日本官公庁労働組合協議会(略称、官公労)事務局長として発行責任者となっていた機関紙『官公労』7月10日、20日の両号に、「吉田疑獄内

閣を打倒し、国会を即時解散させよう」と掲載したスローガンが教育2法の初適用とされた。最終的に、大達文相は「特例法にふれるが、佐久間氏に対する処置



桜井茂尚

は文部省にその権限がないので、千葉県教委に一切をまかせる」と罷免を迫る指示をしてきた。これに対して極力、教育委員の見解の統一を図って慎重に対処してきた桜井茂尚千葉県教委教育委員長は、「県教委の決定文にもあるように、機関紙問題について違反であるとかないとかの判定は片言隻句<sup>せきく</sup>にこだわる必要はない。あくまで形式的にとりていえば吉田疑獄内閣という特定内閣がどこに存在するのだ。疑獄は吉田首相自身がやっていないといっているし、疑獄は単なる批判にすぎないともいえる。県教委としてはあくまで法の基本精神に従って拡張解釈しないという原則にのっとり結論を出したまでだ」と大達文相に反論して国の圧力に屈服することなく、県教委の自治・自立路線を貫徹して佐久間を擁護し、本問題は9月に決着した。

越えて1956（昭和31）年は、戦後民主教育の総決算の問われる年となった。その象徴例が「地方教育行政の組織および運営に関する法律（略称、地教行法。なお、ここでは以下に新教委法と略記）が6月に成立するとともに公選制教委制度は廃棄され、任命制の教育委員会制度を招いて教育における中央と地方の関係は再編成されて、現行の教育行政の推

進を招いた。こと教育に関する法律がなんらの委員会審議を経ることなく、戦闘服に身を固めた警官を国会内外に配置して本会議では江田三郎議員の質疑中、衛視に江田議員を引きずり降ろさせて新教委法が成立した。この任命制教委導入に先き立って全国的には矢内原忠雄東大総長ほか10大学長の反対声明などに呼応して千葉大学教授63名の反対声明が発せられた。そして、4月の衆議院公聴会で千葉県地方教育委員会連絡協議会長で千葉市教委教育委員長の尾形猛男は、「この法案は中央への集権化の布石であることは論をまたない。現行教育委員の成果はPTAなどを通してみて、教育に対する国民の関心の高まった点にある。教育委員会をおくことによって地方財政が赤字になるというが、千葉市の例をとってみても全予算の17%に過ぎず、赤字の原因は他にある。われわれはこの問題が単に教育委員だけの問題ではなく国民全部の問題であり、国民に対する責任上、総辞職を決意し職を賭して反対せざるを得ない」と、公述している。

あくまで、「教育の自治と自由を守る」として新教委法に抵抗してきた県教育委員の狩野政一、時田米蔵（ともに在任7年9ヵ月）桜井茂尚（同5年8ヵ月）、山口久太（同3年9ヵ月）の4名が本法施行10月1日の前日に、ともにその職を辞任した。このとき県教委レベルで委員を辞めたのは教育の伝統を誇ると自認してきた長野と千葉の2県にしか過ぎなかった。なお、後に狩野は県議、桜井は衆議院議員（県内2区、社会党）の任に就く。